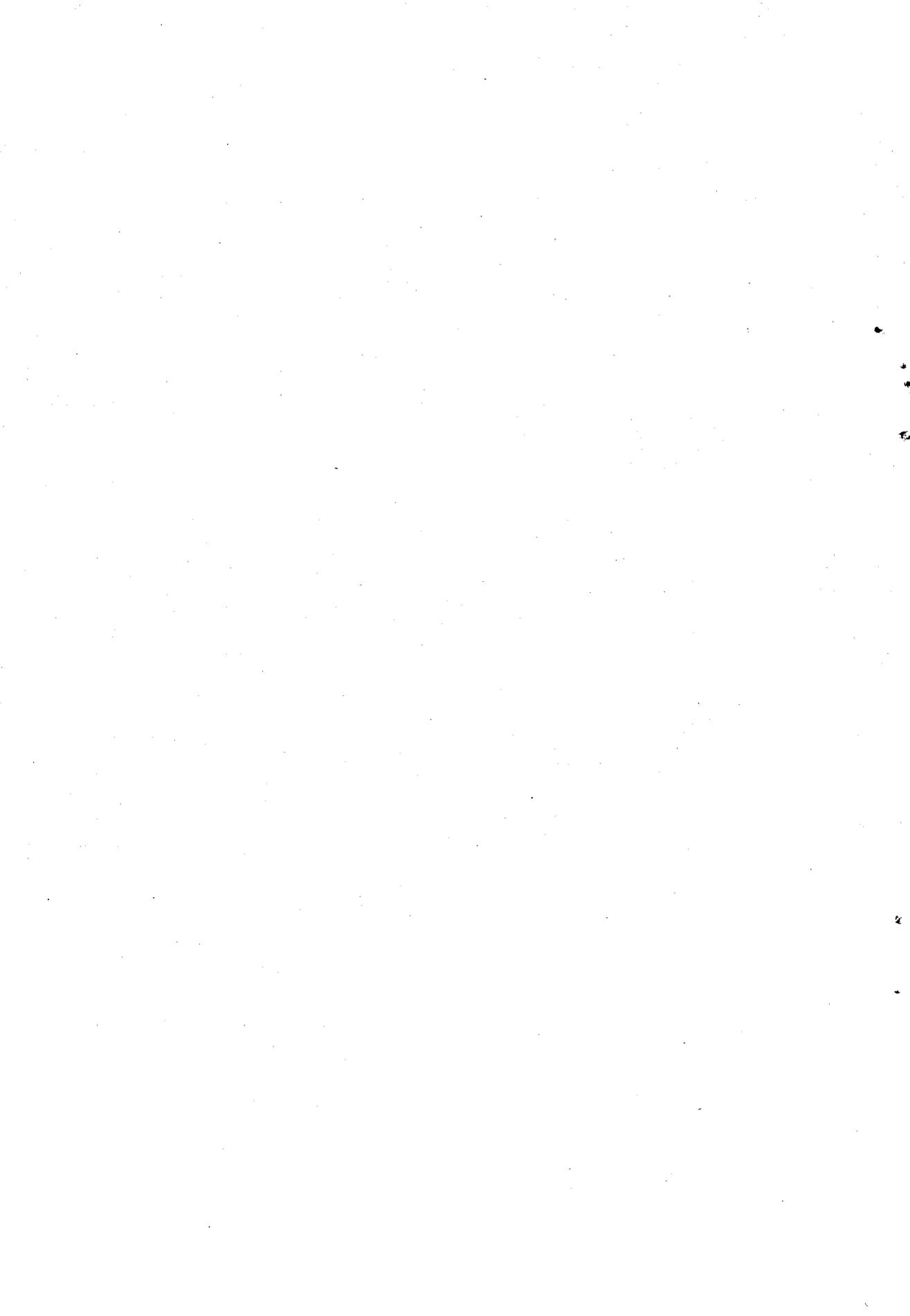
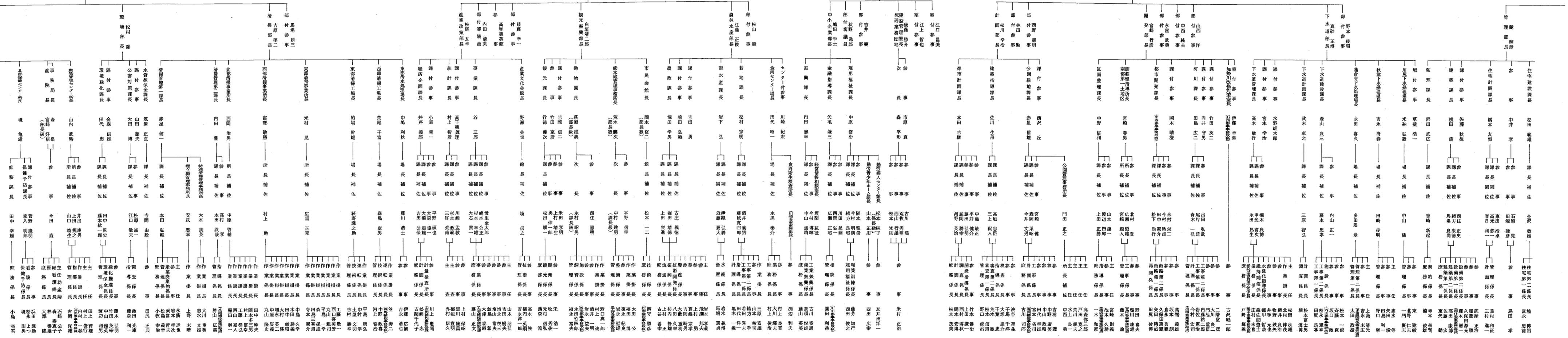


総務

1	行政機構 (人事配置)	23
2	歴代市長	31
3	職員数	31
4	給与	31
5	基本構想	35
6	都市圏行政	41
7	広報・広聴	42
8	婦人行政	45
9	市民相談	46
10	消費者行政	50
11	総合行政情報 システム	51
12	職員研修	53
13	選挙	57
14	国際交流	61
15	名誉市民	63
16	財政	65
17	市税	70
18	開発公社	74
19	土地開発基金	75
20	市庁舎概要	75



保健衛生局長 服部 公雄 局付参事 伊藤 勝郎 産業局長 古岡 豊 局付参事 南部 隆男 中小企業局長 谷口 弘毅 都市局長 中山 雅也 局付参事 青木 恵昭 局付技監 東大森貞秋



2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9	11	平野 龍起	昭 17. 6. 25	昭 20. 8. 10
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20. 10. 4	" 21. 3. 11
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大 2. 1. 20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3. 10. 10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3. 20	" 31. 2. 23
6	佐柳 藤太	" 6. 11. 20	" 10. 11. 19	17・18	坂口 主税	" 31. 3. 16	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	19・20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 11. 26
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭 4. 7. 4	21~24	星子 敏雄	" 45. 12. 20	" 61. 12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4. 17	25	田尻 靖幹	" 61. 12. 7	在任中
10	山隈 康	" 9. 5. 14	" 17. 5. 13				

総務

3 職 員 数

(昭 62. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,552	3,336	99	3,435
議 会 事 務 局	26	25	1	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	13	1	14
監 査 事 務 局	14	13	0	13
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 関 連 機 関	911	860	18	878
公 平 委 員 会 事 務 局	5		市長事務部局兼務	
消 防 局	536	524	1	525
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20	0	20
交 通 局	582	449	30	479
水 道 局	397	375	20	395
計	6,072	5,615	170	5,785

4 給 与

(1) 局別職員給料

(昭 62. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平均年齢	平均勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	536,700円	111,200円	251,450円	38歳09月	15年01月
議 会 事 務 局	466,700	141,600	268,400	39・06	16・06
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	420,600	111,200	247,907	37・11	16・00
監 査 事 務 局	414,000	183,300	291,238	42・04	19・08
教 育 委 員 会 事 務 局	465,800	119,400	279,156	42・05	16・03
消 防 局	454,700	119,400	250,238	37・03	15・11
農 業 委 員 会 事 務 局	432,400	127,900	278,795	42・00	20・02
交 通 局	420,600	119,400	258,200	46・09	19・07
水 道 局	426,600	115,200	250,911	38・03	15・10
全 体	536,700	111,200	256,234	39・10	15・10

(2) 初任給基準

(昭62.4.1現在)

区分	職 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給				
				等級	号俸	金 額		
一 般 職 員 給 料 表	一 般 職	正試 規 の 験		上級	6	2	132,200円	
				中級	7	6	119,400	
				初級	7	3	107,700	
		そ の 他	大 学 卒	6	2	132,200		
	短 大 卒		7	6	119,400			
	高 校 卒		7	3	107,700			
	中 学 卒		7	1	101,000			
	保 母			短 大 卒	7	6	119,400	
	業 務 職			高 校 卒	7	3	107,700	
				中 学 卒	7	1	101,000	
	医 療 技 術 職	薬 劑 師 栄 養 士 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 歯 科 衛 生 士 獣 医 師			大 学 卒	6	2	132,200
					大 学 卒	6	2	132,200
					短 大 3 卒	7	8	127,900
					短 大 3 卒	7	8	127,900
					短 大 3 卒	7	8	127,900
					新 高 4 卒	7	4	111,200
					修 士 課 程 修 了	6	4	141,600
					修 士 課 程 修 了	6	4	141,600
	看 護 保 健 職	保 健 婦 助 産 婦 看 護 婦			大 学 卒	6	2	132,200
					短 大 3 卒	7	8	127,900
				短 大 2 卒	7	7	123,600	
消 防 職	消 防 士	正試 規 の 験		上級	7	8	141,600	
				初級	7	2	115,200	
医 療 職	医 師 ・ 歯 科 医 師			博 士 課 程 修 了	4	8	240,200	
教 育 職	高 校 教 員			医 大 卒	4	1	166,600	
				大 学 卒	2	1	128,900	
教 育 職	幼 稚 園 教 員 ・ 各 種 学 校 教 員			短 大 卒	3	3	111,500	
				大 学 卒	2	4	128,200	
				短 大 卒	2	1	110,800	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	898,000 円	昭 61. 4. 1	885,000 円	昭 60. 7. 1
助 役	709,000	"	703,000	"
収 入 役	637,000	"	631,000	"
常勤監査委員	528,000	"	518,000	"
企業管理者	540,000	"	530,000	"
教 育 長	490,700	昭 62. 3. 14 (一般職員1等級適用)		

区 分		現行報酬額	施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委員長	月額 98,000 円	昭 62. 4. 1	95,000 円	昭 61. 4. 1
	委員	月額 57,000	"	56,000	"
監査委員	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月額 95,000	"	94,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 42,000	昭 61. 4. 1	41,000	昭 60. 7. 1
公平委員会	委員長	月額 57,000	昭 62. 4. 1	54,000	昭 61. 4. 1
	委員	月額 41,000	"	40,000	"
選挙管理委員会	委員長	月額 57,000	"	54,000	"
	委員	月額 41,000	"	40,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 7,000	昭 61. 4. 1	5,000	昭 54. 4. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき 8,000	"	7,000	昭 58. 4. 1
選挙長		1回につき 8,000	"	7,000	"
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき 7,000	"	6,000	"
固定資産評価審査委員会委員		日額 7,000	"	5,000	昭 54. 4. 1
農業委員会	会長	月額 57,000	昭 62. 4. 1	54,000	昭 61. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月額 41,000	"	40,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月額 38,000	"	37,000	"
婦人相談員		月額 85,900	昭 61. 4. 1	81,300	昭 60. 4. 1
家庭相談員		月額 85,900	"	81,300	"
社会教育指導員		月額 85,900	昭 62. 4. 1	81,300	昭 61. 4. 1
その他の非常勤の職員		日額 7,000 円以内において市長が定める額 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭 61. 4. 1	日額 5,000 円以内において市長が定める額 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭 54. 4. 1

(4) 旅 費

(昭54. 4.28施行)

区 分	鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
				甲 地 方	乙 地 方	
号 1 市長・助役・ 収入 役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ っては中級の運賃	円 2,500	円 12,500	円 11,300	円 2,500
2 企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつては、 その乗車に要する運	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃	1,900	9,900	8,900	1,900
3 4等級及び5等 級の職務にある 者	賃及び特別車両料金 を徴する客車を運行 するものによる旅行	ただし、鉄道連絡 船にあつては鉄道運 賃に同じ	1,600	8,200	7,400	1,600
4 6等級の職務に ある者	をする場合には、特 別車両料金					
5 7等級の職務に ある者			1,400	6,600	5,900	1,400

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか
に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほか特別急行
料金を支給する。
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びびさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした
場合には船賃のほか現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その
他の地域をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第
2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該等級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けな
い者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

(3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。

このような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつとして希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に喜びを感じる都市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとりも心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

(4) 発展の方向

ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化などをはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化する必要がある。

ここに本市は、将来に向って、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

イ 将来の主要指標

① 人口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

ウ 都市像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものであるため、その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇気と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめて、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

エ 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市の魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。

このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

① 地区別土地利用

(ア) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用をはかる。

(イ) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめて、文教地区については、環境保全に努め、また拠点の商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

(ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通

センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点の商店街の形成、公共緑地の確保により、開発をすすめる。

② 用途地域別土地利用

- (ア) 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (イ) 住居地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既成住居地域は、既存建築物の更新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ウ) 商業地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめる、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (エ) 工業地域については、中小工場の集団化、共同化をはかり、自然との調和に配慮し、非公害型で地域経済にとって好ましい工業の立地を促進する。
- (オ) 農業地域については、かんがい排水、圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめる、優良農用地の保全に努め、都市近郊農業を育成する。
- (カ) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区を指定する。

③ 都市機能充実のための土地利用

- (ア) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
- (イ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

(5) 施策の大綱

ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

① コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域活動の活発化をはかる。

② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、

公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

④ 防 災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オープンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

⑤ 交 通 安 全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

⑥ 社 会 福 祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

⑦ 勤 労 者 福 祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の実施をはかる。

⑧ 消 費 者 行 政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

① 自 然 環 境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

② 公 園 緑 地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

③ 上 水 道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

④ 下 水 道 ・ 排 水 路

衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

⑤ 清 掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなまちづくりに努める。

⑥ 市 内 交 通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

⑦ 住 宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を推進する。

① 学校教育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教育の振興に努める。

② 社会教育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

③ 市民文化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根ざした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめ、体育施設を整備し、市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

① 商 業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

② 工 業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめ、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

④ 観 光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光的魅力の創造と滞留観光客の増加、市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に

誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発な交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港など熊本都市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

オ 構想の実現を目指して

この構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

6 都市圏行政

(1) 概況

熊本市とその周辺の10町との関係は、昭和55年国勢調査によると、この10町に住む15歳以上の通勤、通学者の熊本市に流入する割合は、37.2%に達しており、また昭和58年度に実施された熊本都市圏生活行動調査によると、買い物やレジャーでも深い関係があることが明らかになるなど、最近とみに密接なものとなっている。

このように、既に一体的な生活圏を形成しており、交通問題をはじめ、上下水道、防災、廃棄物処理等多くの都市問題について、広域的な対応が求められている。現実には、熊本市が飽託郡4町から受託した広域消防、熊本市が北部町の協力を得て同町内に建設したごみの最終処分場、熊本市、北部町、菊陽町、合志町の1市3町ですすめられている流域下水道等様々な分野で相互の協力による都市圏行政が推進されている。

今後さらに、熊本都市圏の一体的発展のため、相互の連携を深めて、都市問題に対する広域的な対応をすすめるなければならない。

熊本都市圏の範囲 熊本市及びこれを取り巻く10町



(2) 具体的対応

ア 熊本市が既に受託して実施しているもの

消防・救急業務（飽託郡4町）

し尿処理（飽田、河内、北部、嘉島、益城）

伝染病対策（飽田、天明、河内、嘉島、菊陽、合志、西合志、益城外）

ゴミ処理（北部、飽田、天明）

イ 熊本市が10町に設置しているもの

ゴミ埋立処分施設(北部)

上水道取水、配水施設(北部、益城、菊陽)

ウ 実施済又は推進中の施策

都市計画の総合的な整備プログラム

市街地整備基本計画を昭和60～61年度に策定

ふれあいの森林

小萩園、金峰山一带の国有林野の活用を図るもので、昭和59～61年度に整備

北部流域下水道

菊陽、合志、北部町、熊本市北部地域の広域的下水道を昭和57～72年度(昭和63年度一部供用開始)に整備

交通問題

総合都市交通体系(パーソン・トリップ)調査を昭和59～61年度に実施

地震対策

震災対策基礎調査を昭和59～61年度に実施

青少年の健全育成

熊本都市圏青少年健全育成連絡会(昭和58年7月発足)による青少年問題に関する情報交換、広報活動を展開

地下水保全対策

昭和59・60年度に熊本地域地下水調査を実施し、これを受けて昭和61年度には、県及び関係市町村による連絡会議を設置

都市圏企画会議

都市圏の諸問題についての協議の場として随時開催

7 広報・広聴

(1) 広報

ア 広報広聴組織

広報広聴委員会(部長)を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員会 22名 月1回開催

広報連絡委員(課長補佐)を置き、情報(各課の事業、行事を週報、月報など)の収集及び広報の円滑化を図っている。

委員 125名

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行・A4版・12～16頁

1回の印刷部数 190,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・30頁

1回の印刷部数 165部(郵送)

「拡大版市政だより」

毎月1日発行・B4版・16～20頁

1回の印刷部数 30部(郵送)

弱視者向けに作成、配布

「市民グラフ」

年2回発行

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

「くまもと市民のしおり」

A5版、80頁 190,000部

市民生活に関係の深い窓口業務などを中心に紹介する。

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時15分から15分間

「みどりの街から 熊本市」

KKT・TV 毎週日曜日 午前11時45分から5分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時30分から7時00分の間に15秒(年52回)

毎週水曜日午前10時30分から11時30分の間に15秒(年52回)

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に15秒(年52回)

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から15秒(年52回)

毎週水曜日午前8時30分から15秒(年52回)

毎週木曜日午後2時から15秒(年52回)

KKT・TV 毎週火曜日午後7時から20秒(年52回)

毎週木曜日午前8時30分から20秒(年52回)

テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

ラジオ放送

NHKラジオ 随時「官公庁だより」に広報資料提供

月1回「熊本北から南から」午後1時10分から約5分間

RKKラジオ 毎週月曜日「ダイヤルワイドきょうも元気」午前9時30分から2分間(年52回)

F M中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時40分から5分間(年52回)

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

「声の市政だより」

毎月1日発行 90分巻 60本(年12回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

「時事ファックスニュース」

関係課に送付し、ニュースの中で特に参考になるものは各市町村等関係先に照会・調査する

「テレフォンサービス」

電話により市民ニュースのサービス(TEL 371-4894)150秒以内、5日間に1回内容入れ替え

「行事予定表作成」

月報(毎月20日発行) }
週報(毎週木曜日発行) } 報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 400部

日報(前日作成)・速報 市政記者室に掲示

「ビデオ広報」

庁内3カ所で、市政番組及びお知らせを中心とした番組を1日4回放映

「広報車等の利用」

広報車(ぎんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関(市政記者)との連絡

市長の定例記者会見及び懇談会

局長との懇談会

部課長によるレクチャー(記者説明)

資料の提供

(注) 記者クラブ加入社(12社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信
・共同通信

(2) 広 聴

ア 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和61年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数=151名、構成=一般公募者と各種団体構成員

任期=1年、謝礼=記念品

○現地視察広聴会

西部清掃工場、健康水源地、秋津市民センター、東部汚水処理場、広域防災センター

○モニター会議4回

委嘱式

分科会 中央部地区分科会

東部 ”

西部 ”

南部 ”

北部 ”

提言会議（代表者会議）

活動報告、提言

○随時通信、提出者94人、意見件数131件

イ 市施設めぐり

年6回実施、汚水処理場、清掃工場など市民生活にかかわりの深い施設を見学
一般市民及び親子を対象に実施

8 婦 人 行 政

男女平等、個人の尊厳をうたっている憲法の規定に基づき、女性もまた、自立した一人の人間として、主体的に生き、自らの資質や能力を生かして社会に貢献していかなければならないと考える。しかしながら、「男は社会、女は家庭」という性による固定的役割分担意識などの婦人問題は、長い歴史の中で形づくられ、人々の意識、実生活そして社会のしくみに今なお内在する課題である。市民と行政が一体となり、問題解決に向けての粘り強い取り組みが必要である。

複雑多岐にわたる婦人問題を総合的に企画、調整するため、62年4月1日婦人生活課が新設された。婦人行政を効果的に展開していくために、市民一人ひとりの意識改革を図るための啓発活動を恒常的に行うとともに、各界各層の代表者からなる婦人問題懇話会を設置し、また施策の推進にあたっては、関係各部署が連携を密にしながら、全庁的な取り組みを図っていく。

9 市民相談

市民相談窓口は、行政サービスの向上を図るため、市民から数多くの要望・苦情などに迅速な対応で処理を行っている。

相談内容は、環境整備などの行政に関する一般相談と税務、法律などの民事に関する特別相談を行っている。

(1) 一般相談の受付・処理状況

(昭62.3.31現在)

項目	区分	受付(A)					処理(B)					
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計
1 企画広報	企画											
	事務管理											
	その他		1				1				1	1
	合計		1				1				1	1
2 総務	職員の待遇・サービス	4					4	2		1	1	4
	市有財産	1	1				2		1	1		2
	税務	3				4	7	5	1		1	7
	その他	1	1				2	2		2		2
	合計	9	2			4	15	9	2	2	2	15
3 市民	地域振興		1				1	1				1
	交通安全対策	4	2		1	2	9	2	4		3	9
	戸籍・住民票・白籍登録											
	保険											
	年金											
	福祉	1	1			1	3	2		1		3
	防犯燈											
その他	3	3			2	8	4			4	8	
	合計	8	7		1	5	21	9	4	1	7	21
4 衛生	草刈り	9	41	11	4	13	78	74	1	1	2	78
	動物管理	1	10	1	2	1	15	14		1		15
	家族昆虫	9	10	4	2	5	30	25	2	1	2	30
	保健予防											
	その他	1	1	1	3	2	8	5	1	1	1	8
	小計	20	62	17	11	21	131	118	4	4	5	131
環境	環境保護	1				1	2	2				2
	水質汚濁					2	2		1		1	2
	悪臭	3	4	1	2	5	15	10	2		3	15
	騒音・振動		5	3	3	5	16	12	2		2	16
	大気汚染	1	1				2	2				2
	水資源											
	緑化推進	3	4	2		1	10	9			1	10
その他	5	13	3	4	5	30	18	3	2	7	30	
	小計	13	27	9	9	19	77	53	8	2	14	77
清掃	ごみ収集		1	2	1		4	2	2			4
	不法投棄	2	3	2	1	1	9	7	1		1	9
	簡易浄化槽		1		1	1	3	3				3
	波取り				1		1	1				1
	その他	2	2				4	3			1	4
	小計	4	7	4	4	2	21	16	3		2	21
	合計	37	96	30	24	42	229	187	15	6	21	229

項目	区分	受付(A)					処理(B)							
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計		
5	経済	商工		1	1			2	2				2	
		農林			1	1		2	2				2	
		観光	1					1	1				1	
		水路	浚渫	1		5	1	1	8	6			2	8
			修理											
			改良					1	1		1			1
			蓋			2	1		3		2	1		3
		水路	暗渠					1	1			1		1
			工事に付随											
			その他	2	1	2	2	2	9	6	2		1	9
	小計	4	2	11	5	5	27	17	5	2	3	27		
	その他	2			1		3	3				3		
	合計	6	2	11	6	5	30	20	5	2	3	30		
6	建設	舗装新設		2	2	3	4	11	8	3			11	
		舗装修理	38	43	3	15	41	140	134	1		5	140	
		砂利道修理		4	3			3	10	9			1	10
		路側修理	1	1		1	1	4	4				4	
		改良		3	2	1		6	4	1		1	6	
		私道整備	2		1		1	4	3	1			4	
		歩道	2	7		1	3	13	6	4	2	1	13	
		防護柵		5	2	5	4	16	13	2	1		16	
		反射鏡	3	5		5	7	20	12	6	2		20	
		区画線		1		1		2	2				2	
		照明燈	3	2	2	2	2	11	7	2	1	1	11	
		街路樹	4	4		1		9	7	1	1		9	
		清掃	8	5			2	15	12	1		2	15	
		市道認定		3	1		1	5	5				5	
		境界		3				3	3				3	
		占用	5	6		1	5	17	13	2		2	17	
		橋梁	1	1	1	1	1	5	4			1	5	
工事に付随		5	1		3	9	9				9			
その他	3	8	2	2	12	27	21	1	1	4	27			
	小計	70	108	20	39	90	327	276	25	8	18	327		
側溝	側溝	浚渫	7	10	7	6	6	36	33		1	2	36	
		修理		3		1	3	7	7				7	
		新設		4	2	1		7	5	2			7	
		改良		5	2		1	8	3	5			8	
		蓋	7	9	3	7	14	40	35	4	1		40	
		暗渠		1	1	1		3	1	1	1		3	
側溝	側溝	工事に付随					1	1				1		
		その他		4			3	7	4	2		1	7	
		小計	14	36	15	16	28	109	89	14	3	3	109	
排水路	排水路	浚渫	4	5	4	1	2	16	10	3		3	16	
		修理												
		改良		5		1		6	3	3			6	
		蓋	1	1	1	2	2	7	5	2			7	
		暗渠												
排水路	排水路	工事に付随		1			1	1				1		
		その他		2		2	1	5	4		1		5	
		小計	5	14	5	6	5	35	23	8	1	3	35	

区 分		受 付 (A)					処 理 (B)					
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計
項 目	建 設											
		公共下水道	浚 渫	1			1		2	2		
	修 理		1			1	2	2				2
	新 設				1	1	2	1			1	2
	柵	4	1			2	7	7				7
	人 孔	1	4			3	8	7	1			8
	受益者負担金											
	利 用		2				2	2				2
	そ の 他	2	2			1	5	4	1			5
	小 計	8	10		2	8	28	25	2		1	28
河 川	清 掃		2		1	1	4	3	1			4
	改 良		2		1		3	2	1			3
	工事に付随		1			1	2	2				2
	そ の 他	1			1		2	2				2
	小 計	1	5		3	2	11	9	2			11
都 市 開 発	開 発 行 為											
	区 画 整 理											
	公 園 ・ 広 場	6	7	2	5	6	26	18	5	3		26
	そ の 他		1		2		3	1			2	3
	小 計	6	8	2	7	6	29	19	5	3	2	29
建 築	建 築 指 導	7	3			1	11	9		1	1	11
	市 営 住 宅	1	1	1		1	4	4				4
	日 照 権		1				1	1				1
	そ の 他	1			1		2	2				2
	小 計	9	5	1	1	2	18	16		1	1	18
	そ の 他	1					1	1				1
	合 計	114	186	43	74	141	558	458	56	16	28	558
7	教 育	4	2	1	3	3	13	2	3	1	7	13
8	交 通	4	1			2	7	6			1	7
9	水 道	4	1	1	3	1	10	10				10
10	消 防											
外 関 部 団 機 体	国	7	1		1	5	14	11		2	1	14
	県	8	8	2	7	6	31	26	2		3	31
	そ の 他											
	合 計	15	9	2	8	11	45	37	2	2	4	45
12	市 政 以 外	6	3			1	10	4			6	10
	総 計	207	310	88	119	215	939	742	87	30	80	939

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受付					
累 計	527	137	244	31	939

内容	相 談	苦 情	要 望	陳 情	計
受付					
累 計	47	236	605	51	939

(2) 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				57	58	59	60	61
税務相談	㊸ 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	215	273	227	262	216
人権相談	㊸ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	388	431	278	271	265
登記相談	㊸ 13:00~16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	414	447	441	456	347
法律相談	㊸・㊹ 13:00~16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	819	900	791	755	808
サラ金 苦情相談	㊸~㊹ 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	515	1,514	1,352	944	804
労働社会 保険相談	第1・3㊸ 9:00~12:00	社会保険 労務士	労務管理・各種年金・労災など	30	38	30	18	23
建築相談	第3㊸ 9:00~12:00	市職員	建築及び関係事項についての ことなど	17	22	20	20	16

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から電話により、婦人生活課市民相談室で受付

10 消費者行政

本市の消費者行政は、「消費者意識の高揚」、「情報の収集提供」、「消費者の組織化と活動の助長」、「消費者保護行政の推進」を4本の柱として、市民の消費生活の安定向上を目標に、各事業を通じて、消費者保護を推進する。

事業内容

消費者セミナー (春季)	消費生活に関する基礎的な知識の習得 1期(3カ月)を12講座で構成 定員50人
消費者セミナー (秋季)	消費生活に関するより専門的な知識の習得。1期(3カ月)を12講座で構成 定員50人
地域消費生活講座	多発する訪問販売やクレジットにからんだ消費者トラブルを未然に防ぐため地域住民を対象として中央公民館をはじめ各市民センターにおいて午前・夜間の2回ずつ全9回開催
消費生活移動講座	地域住民に対する情報提供、消費者学習、消費生活相談などの啓発活動を効果的に推進する。
消費生活指導巡回車	消費者に対する情報提供、消費生活相談など消費者啓発を総合的に推進し、消費者意識の地域浸透をはかるため地域を巡回、指導する
消費生活展	消費者が正しい商品知識と自主的な消費行動をもって、かきこい豊かなくらしを築くことを目的とし、安全、物価、資源問題等について、消費者参加によるパネル、商品展示等を行う
小学生向啓発資料作成	小学5・6年を対象に、学校教育において消費生活に関する知識を身につけてもらう目的で、家庭科の参考資料「かきこい消費」を作成
高校生対象啓発事業	販売方法や契約にからんだ消費者トラブルは、若者、特に理解力に乏しい学生や未成年者を対象としたものも少なくない。そこで、未然防止のため市内高校3年生を対象に啓発用資料を作成し配布する
消費生活相談処理体制の強化	消費生活相談窓口の充実 産業文化会館内の消費者センターでは、迅速適切な相談処理を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる 消費生活相談員の配置 消費生活相談業務に通じ苦情処理等の業務に適格な人を市長が委嘱し、相談の受付と処理にあたる
消費物資の情報の収集並びに提供	毎月、市内の第1種及び第2種大規模小売店、一般小売店50店を対象に生鮮食料品、生活関連物資32品目の小売価格、需給状況を調査し、平均小売価格を発表することにより、市民への情報の提供に努める
消費者の日記念事業	昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念して設けられた「消費者の日」(昭和53年から実施)に消費者、業界、行政の三者において記念事業を行い各々の責任と役割を再認識する

11 総合行政情報システム

(1) 熊本市電算システム導入基本方針

ア 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、

- ① 市民サービスの向上
- ② 行政事務の簡素・効率化
- ③ 行政運営の近代化

を図る。

イ システムの概要

- ① 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンライン・システムとして運用する。
- ② データ・ベース・システムを基本構造とする。
- ③ 日本語(=漢字)情報処理システムを採用する。

ウ 利用の方向

- ① 当面の目標 : 住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化(=住民記録システム)を中心とする日本語オンライン・データ・ベースシステムの構築。
- ② 将来の目標 : 住民情報オンライン・データ・ベース・システム、内部情報オンライン・データ・ベース・システム、地域情報オンライン・データ・ベース・システム及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンライン・データ・ベース・システムにより構成する「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。
- ③ 運用の基本 : 電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア・ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないよう十分に配慮する。

エ 現行委託業務の自己処理移行

住民情報システムに属する業務を優先的に移行することを基本とする。

(2) 個人情報の保護

ア 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

イ 運用管理面の対策

電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上し個人情報の保護を図る。

ウ 設備面の対策

電子計算組織及びデータ保管室等の火災、地震等の自然災害及びデータの破壊、改ざん等の不正行為等あらゆる危険から物理的に個人情報の保護を図る。

エ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

(3) 電算システム導入までの経緯

- 56年8月 熊本市電子計算組織活用研究協議会設置
- 59年7月 熊本市電子計算組織機種選定委員会設置
- 60年6月 中央電子計算機を富士通M-360Rに決定
- 61年1月 「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定
- 61年2月 第1回「熊本市個人情報保護審議会」を開催
- 61年3月 熊本市電子計算組織本稼動

(4) 電算システム既開発業務及び今後の開発計画

年 度	区 分
昭和60年度	住 民 記 録 交 通 災 害 共 済 国 民 健 康 保 険 (1 次)
昭和61年度	市 ・ 県 民 税 印 鑑 登 録 学 校 教 育 人 事 給 与 (1 次) 選 挙 事 務 下 水 道 水 洗 化 貸 付 金 償 還 児 童 手 当 国 民 年 金
昭和62年度	市 営 住 宅 管 理 中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 共 済 人 事 給 与 (2 次) 下 水 道 使 用 料 軽 自 動 車 税 税 収 納 管 理
昭和63年度	社 会 福 祉 下 水 道 受 益 者 負 担 金 法 人 市 民 税 固 定 資 産 税
昭和64年度	財 務 情 報 設 計 積 算 地 図 情 報 国 民 健 康 保 険 (2 次)

12 職 員 研 修

(昭和61年度)

(1) 研修受講人員

区 分	一般研修	専門研修	その他	派遣研修	合 計
延 人 員	875	1,254	1,900	373	4,402

(2) 一般研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
新規採用 職員研修	一 般 行 政 職	1	87	1	24	対象 114人 公務員としての自覚と意識の確立を図り、職務遂行に必要な実務の基礎知識の習得と、職場への適応力、市職員としての心構えを養成する。 特に接遇(礼儀)の向上、自主自立(律)精神の涵養、心身の鍛錬に重点を置くとともに常に問題意識を持って自ら行動する職員を育成する。 講師……主に部内講師
	看 護 婦	1	20	1	24	
	医 療 技 術 職	1	7	1	24	
	研 修 プ ロ グ ラ ム	一 般 行 政 職 医 療 技 術 職	3	112	3	9~10
事務員・技術員 研 修	主 技 事 師 補 補	1	32	5 ~ 10	5~3	公務に不可欠な各法について学び、その意義・基礎原理の正しい理解を図るとともに、吏員としての業務に必要な知識及び判断力を養う。 (行政法、地方自治法、法制執務、民法、地方公務員法の内二科目を選択)
吏員研修(1)	主 技 事 師	4	164	5	6~7	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに、市行政の現状と将来を認識する。 講師……部内講師及び部外講師
吏員研修(2)	主 技 事 師	4	125	5	8	中堅吏員としての市行政のあり方と、今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに、高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う。 講師……部内講師及び部外講師(組織能力開発センター)
吏員研修(3)	主 技 事 師	1	23	約 3 カ 月	10~12	問題解決基礎能力の養成・地方自治の身近な問題を研究討議・長期研修。
係長研修(1)	新 任 係 長 職	3	81	5	7	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る。 講師……部内講師及び部外講師
係長研修(2)	係 長 職	3	71	3	10	重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な監督者としての応用力、実践力をOJTリーダー養成をとおして習得する。 講師……部内講師
課長補佐研修(1)	新 任 補 佐 職	2	60	3	10~11	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する。 講師……部外講師(人材開発研究所)
課長補佐研修(2)	課 長 補 佐 職	1	34	4	2	課長補佐として重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な知識、技能を習得する。 講師……部外講師(人材開発研究所)
課長研修(1)	新 任 課 長 職	1	35	4	7	行政における組織の合理的、能率的な管理の知識・技術を習得させ、管理者の人格及び実践的管理能力の行政運営における重要性を理解させる。 講師……部外講師(人材開発研究所)
課長研修(2)	課 長 職	1	24	3	8	市行政を効果的に執行するために必要な総合的視野にたったものの見方、考え方及び諸々の問題に対する解決能力を養う。 講師……部外講師(人材開発研究所)

総務

(3) 専門研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
文書事務研修	全職員	1回	40人	3日	8月	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う。 講師……部内講師及び部外講師
接遇研修	"	2	43	2	8	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えとともに、対応のあり方について習得する。 講師……部外講師(日本人事管理協会)
手話研修	"	初級	24	18 (半日)	8～1	聴覚障害のある市民と意思の疎通を図り互いに理解を深めあう。聴覚障害者へのサービス向上とともに、手話のできる職員が庁舎内各所に居ることで安心感を与え気楽に来庁できる雰囲気を作る。(56年度から継続) 講師……熊本県ろう者福祉協会理事長
		中級	24	10 (半日)	9～2	
法制執務研修	"	1	27	5	1	立法事務の原則及び技術を正しく理解するとともに、法の解釈及び運用能力の向上を図る。 講師……熊大教授
用地研修	"	2	34	3～6	9	用地担当職員の基礎知識の普及技術の向上をはかる。(派遣研修含む) 講師……部外講師
電気技術研修	電気技術職	5	8	1～2	5～11	電気設備の保全管理について(派遣研修) 派遣先……九州電気協会
栄養士研修	栄養士	2	3	2～4	7～8	複雑多岐化する栄養士の業務を合理的かつ能率的に遂行する能力を養う。(派遣研修)
保育所研修	保母	35	602	1～5	5～3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る。(派遣研修含む) 講師……部外講師
保健婦研修	保健婦	11	341	1～6	5～3	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る。(派遣研修含む) 講師……部外講師
行政法研修	全職員	1	33	5	6～7	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う。 講師……熊大教授
地方自治法研修 「憲法と地方自治」	"	1	35	5 (半日)	7	現実に生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る。 講師……熊大教授
民法研修	"	1	27	10 (半日)	1～2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う。 講師……熊本商大助教授
地方公務員法研修	"	1	33	5 (半日)	12	地方公務員法の理念・性格及び具体的内容を現行公務員制度の関連において理解することにより、地方自治の本旨実現のために果たすべき役割の自覚を促す。 講師……部内講師

(4) リーダー養成研修・その他の研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容	
リーダー養成研修	JST指導者養成研修(標準課程)	1	2	8	1	派遣先……日本人事管理協会「JST指導者養成課程」	
	接遇指導者養成研修	1	1	5	9	派遣先……公務研修協議会	
その他の研修	職員講演会	1	200	1	10	「公務員のための現代的健康法」 有川 清康 氏	
	職場研修	15	1,167	1~2	4~3	建設局、環境部、商工課、図書館、福祉事務所、食肉センター、教育委員会等で実施	
	道路交通法講習会	1	144	1	9	交通安全対策課と共催	
	同和問題講演会	1	200	1	10	講師……中山 英一氏 同和对策室と共催	
	ファミリートレーニング	全課	1	32	3	6	課(組織=ファミリー)を一つの単位として組織目標を合理的、能率的、計画的に達成するための問題点の把握とその解決法を追求する。 講師……部外講師(組織能力開発センター)
	通信教育	全職員	1	136(終了者)	2~10ヶ月	1~12	教養コース、事務管理コースほか 実施校……産業能率短期大学、日本マネジメントスクール、日本経営協会 日本パンスクールほか
	聴講生	〃	1	9	1年間	3~4	派遣先……熊本大学法学部 講座名……行政法総論、社会政策、民法総論、債権各論
研究生	〃	1	4	1年間	3~4	派遣先……熊本大学医学部、工学部 活性酸素による生体障害と生物毒性 地域社会における生活排水の実態と対策 熊本市及びその周辺の地下水について	
社内誌編集務研修	研修くまもと編集員	2	6	3	1、3	派遣先……日本経営協会 研修くまもと編集員の能力向上	

総務

(5) 派遣研修

研 修 名		場 所	人 員	期 間	
研 修 所 派 遣 研 修	海 外 派 遣 研 修	米 国、ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	2 人	1 5 日 程 度	
	自 治 大 学 校 (1 部)	東 京 都	1	6 カ 月	
	自 治 大 学 校 (2 部)	"	1	3 カ 月	
	都 市 派 遣 研 修	(1) 大 阪 市、京 都 市 ほか		25	3 日
		(2) 大 阪 市、和 歌 山 市 ほか		30	3 日
(3) 姫 路 市 ほか			23	2 ~ 3 日	
(4) 神 戸 市 ほか			23	3 日	
特 遣 別 研 派 修	新 採 指 導 職 員 の 都 市 派 遣 研 修	金 沢 市 ほか	11	3 日	
	行 財 政 研 修 会 東 京 セ ミ ナ ー	東 京 都	1	3 日	
	本 省 派 遣 研 修	厚 生 省 自 治 省 全 国 市 長 会 ほか	5	1 ~ 2 年 間	
各 課 派 遣 研 修	専 門 技 術 研 修	東 京 都 ほか	28	1 週 間 以 上	
	一 般 派 遣 研 修	"	223	1 週 間 以 内	

13 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭 61. 9. 2 現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	碩台小学校	1,296	1,811	3,107
	102	信愛女学院幼稚園	984	1,532	2,516
	103	桜山中学校	3,048	2,624	5,672
	104	黒髪小学校	1,669	1,736	3,405
	105	市立高校	1,506	1,878	3,384
	106	弓削小学校	1,195	1,331	2,526
	107	龍田小学校	3,606	4,014	7,620
	108	武蔵小学校	1,841	2,105	3,946
	109	楠小学校	2,820	3,285	6,105
	110	麻生田小学校	3,114	3,640	6,754
	111	城北小学校	2,624	1,603	4,227
	112	八景水谷公民館	1,345	1,609	2,954
	113	清水小学校	2,233	2,653	4,886
	114	亀井公民館	1,283	1,536	2,819
	115	高平台小学校	2,813	3,275	6,088
	116	銀杏学園短期大学	1,403	1,632	3,035
	117	京陵中学校	1,253	1,655	2,908
	118	壺川小学校	1,798	2,318	4,116
	119	京町台保育園	874	1,126	2,000
	120	池田小学校	3,051	3,131	6,182
	121	一新幼稚園	709	1,064	1,773
	122	一新小学校	1,910	2,490	4,400
	123	横手保育園	627	824	1,451
	124	慶徳小学校	734	1,130	1,864
	125	熊本市役所	1,332	1,878	3,210
	126	白川小学校	1,403	1,801	3,204
	127	鎮西高校	1,205	1,576	2,781
	128	大江小学校	2,045	2,273	4,318
	129	九州学院	1,293	1,779	3,072
	130	託麻北小学校	1,815	1,979	3,794
	131	託麻東小学校	3,586	3,925	7,511
	132	託麻西小学校	3,931	4,191	8,122
	133	日赤健康管理センター体育館	1,299	1,431	2,730
	134	清水北老人憩の家	750	881	1,631
	135	上熊本老人憩の家	647	778	1,425
	136	託麻市民センター	1,387	1,458	2,845
		小計	64,429	73,952	138,381
2	201	五福小学校	803	1,143	1,946
	202	花園公民館	1,662	2,095	3,757
	203	花園小学校	2,736	3,128	5,864
	204	岳林寺	1,528	1,859	3,387
	205	城西小学校	2,877	3,496	6,373
	206	春日小学校	2,124	2,463	4,587
	207	春日保育園	866	1,190	2,056
	208	舌町小学校	1,455	1,939	3,394
	209	三陽自動車学校	2,235	2,819	5,054
	210	白坪小学校	1,784	2,066	3,850
	211	池上小学校	1,786	2,106	3,892
	212	城山小学校	2,330	2,637	4,967
	213	松尾東小学校	367	419	786
	214	松尾西小学校	579	631	1,210
	215	松尾北公民館	110	115	225

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	216	小島小学校	1,055	1,265	2,320
	217	有明保育園	279	281	560
	218	中島小学校	723	835	1,558
	219	二番公民館	831	946	1,777
	220	城南中学校	1,868	2,915	4,783
	221	川尻小学校	1,775	2,152	3,927
	222	力合小学校	1,993	2,112	4,105
	223	日吉小学校	3,171	3,681	6,852
	224	森下保育園	1,124	1,230	2,354
	225	向山小学校	1,702	2,093	3,795
	226	世安公民館	1,311	1,598	2,909
	227	本荘小学校	1,361	1,852	3,213
	228	春竹小学校	2,501	3,218	5,719
	229	事業内高等職業訓練校	1,700	1,954	3,654
	230	託麻中学校	2,541	2,892	5,433
	231	田迎南小学校	2,070	2,306	4,376
	232	御幸小学校	2,609	3,015	5,624
	233	薄場団地集会所	898	1,050	1,948
	234	城南小学校	787	849	1,636
	235	高橋小学校	684	799	1,483
		小計	54,225	65,149	119,374
3	301	西原小学校	3,053	3,210	6,263
	302	西原公民館	990	1,154	2,144
	303	菊水学園	1,532	1,599	3,131
	304	託麻原小学校	3,068	3,353	6,421
	305	東水前寺公民館	2,090	2,569	4,659
	306	帶山中学校	1,787	1,997	3,784
	307	帶山小学校	2,690	3,257	5,947
	308	帶山校区第6町内公民館	1,531	1,747	3,278
	309	京塚公民館	1,167	1,435	2,602
	310	尾ノ上小学校	3,131	3,506	6,637
	311	山ノ内小学校	2,842	3,094	5,936
	312	東町小学校	2,124	2,121	4,245
	313	桜木小学校	2,903	3,272	6,175
	314	秋津第2公民館	1,488	1,694	3,182
	315	東野中学校	1,675	1,882	3,557
	316	若葉小学校	2,222	2,598	4,820
	317	泉ヶ丘小学校	1,404	1,695	3,099
	318	泉ヶ丘公民館	1,460	1,823	3,283
	319	健軍小学校	2,051	2,312	4,363
	320	湖東中学校	1,853	2,261	4,114
	321	砂取小学校	2,172	2,896	5,068
	322	熊本県庁	792	991	1,783
	323	画図中央公民館	1,635	1,861	3,496
	324	江津湖団地第2集会所	1,612	1,885	3,497
	325	出水小学校	1,888	2,585	4,473
	326	覚法寺	1,129	1,493	2,622
	327	出水中学校	2,360	2,672	5,032
	328	白山小学校	2,381	2,731	5,112
	329	白山保育園	721	907	1,628
	330	月出小学校	2,905	2,961	5,866
	331	健軍東小学校	1,939	2,042	3,981
	332	出水南中学校	1,270	1,514	2,784
		小計	61,865	71,117	132,982
		合計	180,519	210,218	390,737

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区分	昭46.4.25	昭50.4.27	昭54.4.22	昭58.4.24	昭62.4.26
有権者総数	301,864	318,169	340,548	362,884	384,110
投票者数	219,808	229,076	243,010	248,675	255,361
投票率(%)	72.82	72.00	71.36	68.53	66.48
立候補者数	89	68	64	64	68
定数	52	52	52	52	52
最高得票数	4,661	5,618	6,498	6,762	8,645
当選者最低得票数	2,438	2,700	3,206	2,754	3,195
立候補者最高年齢	66	68	80	84	73
最低年齢	26	27	30	27	29

総務

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開票区	第1	第2	第3	全体
参議院議員通常選挙(昭58.6.26)	55.96	53.26	56.25	55.23
衆議院議員総選挙(昭58.12.18)	67.12	66.49	67.86	67.18
参議院議員補欠選挙 (選挙区)(昭60.10.20)	41.23	39.13	41.72	40.75
衆議院議員総選挙(昭61.7.6)	69.99	69.55	70.35	69.98
参議院議員通常選挙 (選挙区)(昭61.7.6)	69.89	69.40	70.18	69.84
熊本市長選挙(昭61.11.30)	56.32	59.00	54.76	56.60
熊本県知事選挙(昭62.2.1)	35.02	33.88	35.87	34.96
県議会議員一般選挙(昭62.4.12)	64.06	68.61	63.83	65.38
市議会議員一般選挙(昭62.4.26)	64.74	70.78	64.41	66.48

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 会	公 明	民 社	共 産	諸 派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2	総得票数		115,204	75,604	—	—	8,621	—	—	199,429
	最高 "		81,576	75,604	—	—	8,621	—	—	—
	最低 "		33,628	75,604	—	—	8,621	—	—	—
	得票率(%)		57.77	37.91	—	—	4.32	—	—	100
	候補者数		2	1	—	—	1	—	—	4
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5	総得票数		119,848	67,315	54,250	—	9,041	—	—	250,454
	最高 "		38,826	39,945	54,250	—	9,041	—	—	—
	最低 "		23,057	27,370	54,250	—	9,041	—	—	—
	得票率(%)		47.85	26.88	21.66	—	3.61	—	—	100
	候補者数		4	2	1	—	1	—	—	8
参議院議員補欠選挙 (選挙区) 定数 1	総得票数		72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	155,615
	最高 "		72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	—
	最低 "		72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	—
	得票率(%)		46.73	14.12	—	—	4.69	—	34.47	100
	候補者数		1	1	—	—	1	—	1	4
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5	総得票数		105,802	55,693	46,019	—	8,040	1,183	48,942	265,679
	最高 "		41,862	37,612	46,019	—	8,040	1,183	30,426	—
	最低 "		24,575	18,081	46,019	—	8,040	1,183	18,516	—
	得票率(%)		39.82	20.96	17.32	—	3.03	0.45	18.42	100
	候補者数		3	2	1	—	1	1	2	10
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2	総得票数		142,298	—	—	—	13,766	—	97,453	253,517
	最高 "		89,553	—	—	—	13,766	—	97,453	—
	最低 "		52,745	—	—	—	13,766	—	97,453	—
	得票率(%)		56.13	—	—	—	5.43	—	38.44	100
	候補者数		2	—	—	—	1	—	1	4
熊本市長選挙	総得票数		204,774	—	—	—	—	12,909	—	217,683
	最高 "		107,065	—	—	—	—	12,909	—	—
	最低 "		97,709	—	—	—	—	12,909	—	—
	得票率(%)		94.07	—	—	—	—	5.93	—	100
	候補者数		2	—	—	—	—	1	—	3
熊本県知事選挙	総得票数		118,807	—	—	—	16,085	—	—	134,892
	最高 "		118,807	—	—	—	16,085	—	—	—
	最低 "		118,807	—	—	—	16,085	—	—	—
	得票率(%)		88.08	—	—	—	11.92	—	—	100
	候補者数		1	—	—	—	1	—	—	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16	総得票数		97,856	41,121	36,303	—	13,569	—	62,047	250,896
	最高 "		14,179	16,338	13,615	—	13,569	—	15,638	—
	最低 "		9,608	11,284	10,911	—	13,569	—	1,387	—
	得票率(%)		39.00	16.39	14.47	—	5.41	—	24.73	100
	候補者数		8	3	3	—	1	—	7	22
市議会議員選挙 定数 52	総得票数		84,573	35,789	33,902	8,117	10,133	—	80,859	253,375
	最高 "		5,717	4,721	4,654	4,505	3,514	—	8,645	—
	最低 "		2,878	2,584	4,091	3,612	3,298	—	361	—
	得票率(%)		33.38	14.12	13.38	3.2	4.0	—	31.91	100
	候補者数		20	10	8	2	3	—	25	68

(注) 国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載
 按分による小数点以下の得票数は省略
 衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」
 熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくする会」

14 国際交流

本市は、国際化の進展するなか友好都市中華人民共和国桂林市並びに20数年来にわたり友好関係を深めているドイツ連邦共和国ハイデルベルク市との相互交流を促進し、両市市民の相互理解と友好親善を進めている。

さらに、市制100周年に向け、米国との姉妹都市選定に着手するなど、地方自治体の果す役割と責任の自覚のもとに世界各国との友好親善を積極的に進めている。

(1) 中華人民共和国桂林市

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来長期的視野に立って、両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野にわたる交流と協力を促進するため積極的な各種交流事業を進めている。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行政した。

更に昭和55年1月、熊本市友好訪問団が桂林市を中心に中国各地を歴訪し、友好交流事業について具体的話し合いを行って以来、両市の友好往来はますます活発になり、特にこの間の往来は、将来の交流の基礎を築いた。締結5周年に当たる昭和59年には各種の記念事業が開催され、又昭和61年には、両市青年の相互交流をはじめとする交流事業が活発に行われたほか、翌62年には桂林市から都市建設、交通管理考察団が来熊するなど、両市間の友好交流は年毎に発展化している。

最近の主な交流状況

61年	2月	熊本市青年桂林市友好訪問団の派遣
	6月	桂林市教育友好代表団の来熊
	7月	熊本市高校生の桂林市訪問
	10月	熊本市民友好の翼の桂林市訪問 桂林市バドミントン代表団の来熊
62年	6月	桂林市都市建設、交通管理考察団の来熊
	7月	熊本市高校生の桂林市訪問
	8月	桂林市芸術友好訪問団の来熊

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮(チワン)族自治区の東北部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南画にみられるような奇峰、奇岩(象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている)がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月、10月には街中がその香りで包まれる。

桂林市の人口は、現在約30余万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。市内の面積は54平方キロメートルで、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19°Cと温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

(2) ハイデルベルク市

熊本市とハイデルベルク市とは、20数年来の交流を重ねている。

ツンデル・ハイデルベルク市長の来熊、57年8月の両市市旗の交換、更に58年7月のツンデル市長を迎えての熊本市民の手によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演は、両市間の友好の絆を一段と強固なものにした。

更に、61年2月にはハイデルベルク大学創立600周年を記念して開催された日本週間「熊本の日」参加のため、多くの熊本市民がハイデルベルク市を訪れ、ツンデル市長との桜の苗木の記念植樹や古武道、能など日本の伝統文化を披露、ハイデルベルグ市民に深い感銘を与え、同年9月にはツンデル市長一行14名がグリーンピクを参観した。

今後とも経済、文化等の各分野にわたって両市の交流を進め、両市市民の友好親善と相互理解を深めていく。

主な交流状況

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 55年 11月 | ツンデル・ハイデルベルク市長の来熊 |
| 57年 8月 | ハイデルベルク市管弦五重奏団の火の国まつり参加 |
| 58年 6月 | 交流事業促進のためのハイデルベルク市訪問団を派遣 |
| 7月 | ミュージカル「アルト・ハイデルベルク」鑑賞等のためツンデル市長来熊 |
| 10月 | 熊本市経済訪問団の派遣 |
| 59年 7月 | 熊本ユースオーケストラのハイデルベルクお城まつり参加 |
| 61年 2月 | 熊本市ハイデルベルク市友好訪問団の派遣 |
| 61年 9月 | ツンデル市長及びハイデルベルク市民一行の「グリーンピク・86」への参加 |

ハイデルベルク市の概要

バーデン＝ウエルテンベルク州ノルトバーデン県に位置し、昔のおもかげをとどめた古城と大学のまち。人口約13万人。

ネッカー川とライン川の合流点に近く、標高116メートル、温和な気候に恵まれ、ドイツ最古の大学を通じて知的な雰囲気のみならずドイツで最も美しい都市のひとつである。

15 名 誉 市 民

(昭62. 8.1 現在)

故徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

故高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

故細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

故福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

故宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

故壘山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

故後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」(昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。)主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもんねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去(99歳)

中村破魔子(汀女)氏(昭和54年顕彰)

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇柱ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲四等宝冠章受章。文化功勞者。県近代文化功勞者。現在86歳。

16 財 政

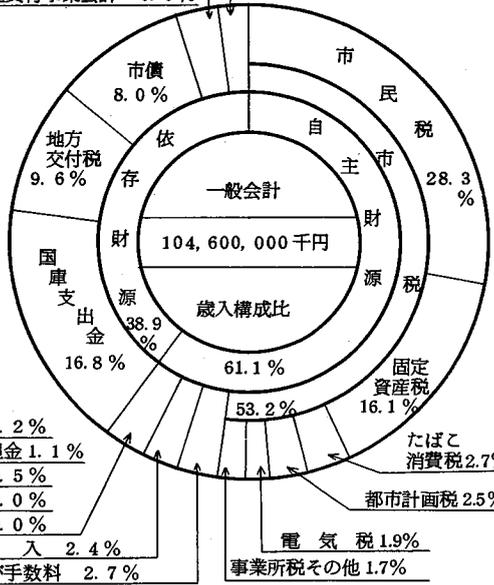
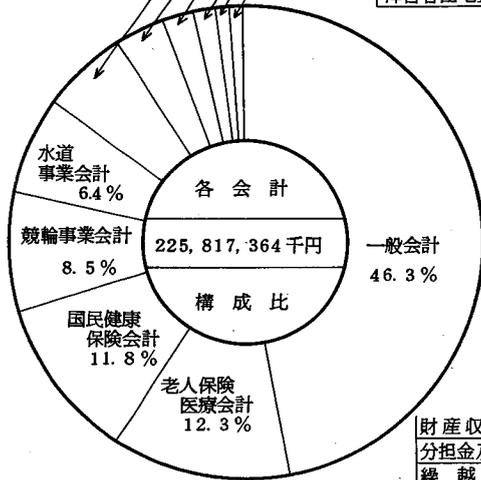
(1) 昭和62年度当初予算図表

- 流通業務団地造成事業会計 0.7%
- 産業振興資金会計 1.6%
- 交通事業会計 2.3%
- 市民病院会計 3.1%
- 公共下水道事業会計 5.9%

熊本城会計	0.2%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.2%
産院会計	0.2%
食肉センター会計	0.1%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
都市開発資金会計	0.1%
公共用地先行取得事業会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.1%
老人居室整備資金貸付事業会計	0.0%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0.0%
住宅改修資金貸付事業会計	0.0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%

県支出金 2.9%

地方譲与税	0.6%
受託事業収入	0.5%
自動車取得税交付金	0.4%
交通安全対策特別交付金	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.0%

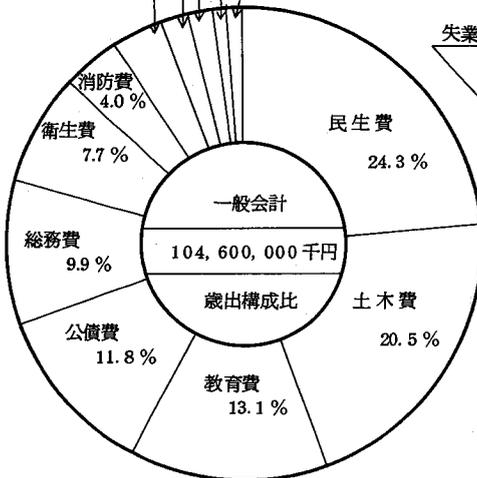


- 労働費 0.9%
- 農林水産業費 1.6%
- 商工費 1.9%
- 諸支出金 3.4%

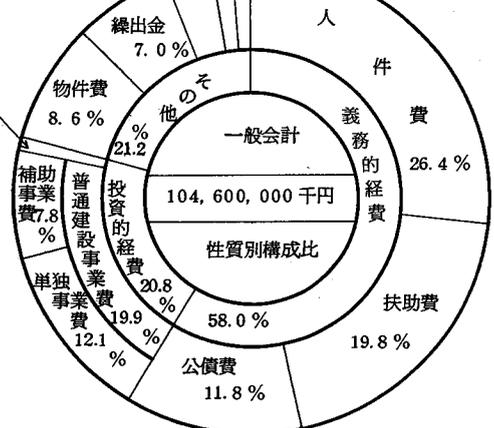
- 議会費 0.8%
- 予備費 0.1%

- 維持補修費 1.4%
- 補助費等 3.1%

- 貸付金 0.6%
- 積立金 0.3%
- 予備費 0.1%
- 投資及び出資金 0.1%



失業対策事業費 0.9%



(2) 予算総括表

(単位 千円)

区分 会計別	62年度当初予算(A)		61年度予算				比較 (A)-(B)	伸率 (A)-(B) (B)
		%	当初予算(B)	%	現計予算	%		
一般会計	104,600,000	46.3	101,430,000	45.0	110,771,322	42.1	3,170,000	3.1
特別会計	94,040,542	41.7	97,342,588	43.1	125,095,978	47.6	△3,302,046	△3.4
国民健康保険会計	26,670,505	11.8	25,162,328	11.1	29,417,443	11.2	1,508,177	6.0
住宅改修資金貸付 事業会計	37,865	0.0	38,772	0.0	53,717	0.0	△907	△2.3
障害者住宅整備資金 貸付事業会計	37,778	0.0	37,702	0.0	19,766	0.0	76	0.2
老人居室整備資金 貸付事業会計	111,217	0.0	116,352	0.1	77,100	0.0	△5,135	△4.4
老人保健医療会計	27,847,494	12.3	25,400,501	11.2	27,925,486	10.6	2,446,993	9.6
交通災害共済事業会計	127,858	0.1	132,488	0.1	126,768	0.1	△4,630	△3.5
食肉センター会計	221,021	0.1	229,025	0.1	229,604	0.1	△8,004	△3.5
産業振興資金会計	3,511,000	1.6	3,325,000	1.5	3,511,000	1.3	186,000	5.6
中小企業勤労者 福祉共済事業会計	75,153	0.0	74,206	0.0	74,206	0.0	947	1.3
流通業務団地造成 事業会計	1,632,000	0.7	4,186,484	1.9	16,659,309	6.3	△2,554,484	△61.0
競輪事業会計	19,133,256	8.5	25,160,160	11.1	28,238,057	10.7	△6,026,904	△24.0
熊本城会計	440,061	0.2	430,758	0.2	445,943	0.2	9,303	2.2
都市開発資金会計	157,131	0.1	171,171	0.1	171,171	0.1	△14,040	△8.2
公共用地先行 公取事業会計	150,000	0.1	-	-	-	-	150,000	-
公共下水道事業会計	13,244,797	5.9	12,183,976	5.4	17,304,429	6.6	1,060,821	8.7
水洗便所改造資金貸付 事業会計	431,220	0.2	376,604	0.2	379,454	0.2	54,616	14.5
住宅新築資金貸付 事業会計	212,186	0.1	285,800	0.1	438,696	0.2	△73,614	△25.8
(東部第一土地区画) 整理清算会計	-	-	31,261	0.0	23,829	0.0	△31,261	-
一般・特別会計合計	198,640,542	88.0	198,772,588	88.1	235,867,300	89.7	△132,046	△0.1
企業会計	27,176,822	12.0	26,972,892	11.9	27,079,115	10.3	203,930	0.8
産院会計	415,384	0.2	443,159	0.2	397,106	0.2	△27,775	△6.3
市民病院会計	6,925,911	3.1	6,830,115	3.0	6,904,576	2.6	95,796	1.4
水道事業会計	14,472,176	6.4	14,027,205	6.2	13,769,129	5.2	444,971	3.2
交通事業会計	5,363,351	2.3	5,672,413	2.5	6,008,304	2.3	△309,062	△5.4
総計	225,817,364	100	225,745,480	100	262,946,415	100	71,884	0.03

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区分 性質別	62年度当初予算				61年度当初予算			
	予算額	構成比	特定財源	一般財源	予算額	構成比	特定財源	一般財源
1人件費	27,602,152	26.4%	2,200,254	25,401,898	28,162,572	27.8%	2,160,056	26,002,516
2物件費	9,039,040	8.6	1,802,982	7,236,058	9,003,139	8.9	1,683,945	7,319,194
3維持補修費	1,420,982	1.4	285,677	1,135,305	1,382,852	1.4	275,002	1,107,850
4扶助費	20,734,440	19.8	14,774,421	5,960,019	20,624,393	20.3	14,756,728	5,867,665
5補助費等	3,291,806	3.1	319,010	2,972,796	3,368,697	3.3	303,562	3,065,135
6普通建設事業	20,775,308	19.9	13,091,052	7,684,256	18,354,890	18.1	11,153,799	7,201,091
補助事業	8,125,644	7.8	7,039,186	1,086,458	6,757,140	6.7	5,734,400	1,022,740
単独事業	12,649,664	12.1	6,051,866	6,597,798	11,597,750	11.4	5,419,399	6,178,351
7災害復旧事業	—	—	—	—	—	—	—	—
8失業対策事業	974,153	0.9	315,039	659,114	1,259,090	1.2	393,839	865,251
9公債費	12,345,262	11.8	1,160,710	11,184,552	11,439,020	11.3	1,207,423	10,231,597
10積立金	358,880	0.3	358,880	—	585,333	0.6	575,333	10,000
11投資及び 出資金	50,099	0.1	—	50,099	17,127	0.0	—	17,127
12貸付金	626,000	0.6	621,135	4,865	611,000	0.6	606,126	4,874
13繰出金	7,311,878	7.0	713,512	5,598,366	6,551,887	6.4	664,453	5,887,434
14予備費	70,000	0.1	—	70,000	70,000	0.1	—	70,000
合計	104,600,000	100	35,642,672	68,957,328	101,430,000	100	33,780,266	67,649,734

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金額 (千円)					構成比 (%)				
		58	59	60	61	62	58	59	60	61	62
1	市 税	43,868,453	46,736,528	50,822,520	54,810,599	55,669,227	43.5	42.9	44.5	48.9	53.2
2	地方譲与税	760,813	731,787	687,474	747,938	601,000	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6
3	自動車取得税交付金	415,837	414,754	410,402	464,509	400,000	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
4	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	6,017	6,017	6,017	5,656	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	地方交付税	10,871,745	9,939,667	11,609,623	12,450,511	10,000,000	10.8	9.1	10.2	11.1	9.6
6	交通安全対策 特別交付金	115,268	164,586	176,984	155,229	100,000	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
7	分担金及び負担金	956,153	979,920	961,871	1,066,487	1,110,654	1.0	0.9	0.8	0.9	1.1
8	使用料及び手数料	2,221,165	2,495,066	2,734,729	2,972,028	2,834,944	2.2	2.3	2.4	2.7	2.7
9	国庫支出金	20,181,780	20,821,083	20,509,567	18,616,943	17,631,336	20.0	19.1	17.9	16.6	16.8
10	県支出金	2,448,097	2,528,431	3,154,340	4,100,771	3,072,843	2.4	2.3	2.8	3.7	2.9
11	財産収入	1,476,496	2,578,552	1,905,014	2,063,426	1,292,486	1.5	2.4	1.7	1.8	1.2
12	寄附金	15,546	8,275	4,789	88,498	1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
13	繰入金	51,901	624,098	2,533,765	517,582	10,000	0.1	0.6	2.2	0.5	0.0
14	繰越金	2,619,520	1,640,290	1,340,163	1,335,977	500,000	2.6	1.5	1.2	1.2	0.5
15	諸収入	3,280,727	4,772,199	3,476,242	3,689,044	3,021,309	3.2	4.4	3.0	3.3	2.9
16	市債	11,465,500	14,436,100	13,983,300	8,983,800	8,355,200	11.4	13.3	12.2	8.0	8.0
	合計	100,755,018	108,877,353	114,316,800	112,068,998	104,600,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金額 (千円)					構成比 (%)				
		58	59	60	61	62	58	59	60	61	62
1	議会費	708,513	775,175	758,016	757,123	832,593	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8
2	総務費	12,182,039	11,931,040	12,442,850	11,540,384	10,326,075	12.3	11.1	11.0	10.5	9.9
3	民生費	22,336,630	23,334,354	24,589,474	26,168,542	25,415,837	22.5	21.7	21.8	23.8	24.3
4	衛生費	9,156,634	11,281,750	12,871,794	8,990,782	8,094,865	9.2	10.5	11.4	8.2	7.7
5	労働費	1,332,723	1,270,842	1,289,548	1,918,871	974,153	1.3	1.2	1.1	1.7	0.9
6	農林水産業費	1,845,841	2,196,401	2,320,534	2,540,936	1,663,637	1.9	2.1	2.1	2.3	1.6
7	商工費	1,754,446	1,842,309	2,034,394	1,989,601	1,995,072	1.8	1.7	1.8	1.8	1.9
8	土木費	18,583,199	20,693,165	21,220,321	22,562,605	21,418,345	18.8	19.2	18.8	20.6	20.5
9	消防費	3,984,057	4,441,283	4,044,701	4,019,382	4,176,332	4.0	4.1	3.6	3.7	4.0
10	教育費	14,753,227	15,998,300	16,879,494	13,236,332	13,729,061	14.9	14.9	14.9	12.1	13.1
11	災害復旧費	73,290	7,049	48,726	4,383	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
12	公債費	8,888,532	10,101,662	10,963,964	12,174,664	12,345,262	9.0	9.4	9.7	11.1	11.8
13	諸支出金	3,515,597	3,680,492	3,517,007	3,835,262	3,558,768	3.5	3.4	3.1	3.5	3.4
14	予備費	0	0	0	0	70,000	0	0	0	0	0.1
	合計	99,114,728	107,553,822	112,980,823	109,738,867	104,600,000	100	100	100	100	100

(注) 61年度は決算見込額、62年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年度 区分	57			58			59			60			61		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数
基準財政需要額	41,213,300	% 9.6	100	41,921,682	% 1.7	102	43,152,358	% 2.9	105	47,584,745	% 10.2	115	51,866,358	% 9.0	126
基準財政収入額	29,279,022	9.1	100	31,294,232	6.9	107	33,667,556	7.6	115	36,297,051	7.8	124	39,865,598	9.8	136
標準税収入額	38,788,360	9.1	100	41,432,803	6.8	107	44,600,088	7.6	115	48,104,134	7.9	124	52,851,521	9.9	136
標準財政規模	50,722,638	10.1	100	51,847,750	2.2	102	54,083,648	4.3	107	59,201,266	9.5	117	64,776,491	9.4	128
財政力指数	0.71			0.72			0.75			0.76			0.77		
実質収支比率%	3.5			3.3			2.0			1.8			3.3		
経常収支比率%	75.6			77.2			79.7			79.7			79.5		
公債費比率%	11.6			13.5			14.7			15.0			15.4		

(注) 61年度は決算見込額

総務

17 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限	
市 民 税	個 人	均等割	2,500円	
		所得割	課税所得金額 税率 20万円以下 2.5% 20万円超 3% 45万円" 4% 70万円" 5% 95万円" 6% 120万円" 7% 220万円" 8% 370万円" 9% 570万円" 10% 950万円" 11% 1,900万円" 12% 2,900万円" 13% 4,900万円" 14%	
	法 人	均等割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に有する事務所等の従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円	1期 6/1~6/30 2期 8/1~8/31 3期 10/1~10/31 4期 1/1~1/31 ○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2カ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
			2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円	
			3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円	
			4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円	
			5 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円	
			6 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 48,000円	
		法人税割	147 100	
	県 民 税	個 人	均等割	700円
所得割			課税所得金額 税率 150万円以下 2% 150万円超 4%	
固定資産税		1.4 100	1期 4/1~4/30 2期 7/1~7/31 3期 9/1~9/30 4期 12/1~12/31	
都市計画税		0.2 100	固定資産税と同じ	
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が50cc以下 1,000円(700円) (イ) " 90cc " 1,200円(1,100円) (ロ) " 125cc " 1,600円(1,450円) (ハ) ミニカー 2,500円(2,300円) 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円(2,200円) (イ) 三輪のもの 3,100円(2,850円)	○1(イ)の税率については、60年2月15日前に取得したものは、1,000円(700円)、60年2月15日以後に取得したものは2,500円(2,300円)を適用する	

税目	税率	納期限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用 5,500円(5,200円) 自家用 7,200円(6,500円) 貨物用のもの { 営業用 3,000円(2,900円) 自家用 4,000円(3,650円) (ニ) 雪上車 2,400円(2,200円) 3 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用自動車 1,600円(1,450円) (イ)刈取脱穀作業自動車 1,600円 (ウ) その他のもの 4,700円(4,300円) 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円(3,650円) (注) ()の金額は電気軽自動車等に適用される税率	5/1~5/31
市たばこ消費税	従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 (昭和61年5月1日から昭和62年12月31日までの間に売り渡したたばこについては、1,000本につき640円)	毎月末日
電気税	5%	毎月25日
ガス税	2%	毎月25日
木材引取税	(1立方メートル当たり) 1 すぎ 97円 2 ひのき 119円 3 まつ 76円 4 広葉樹 90円 5 けやき及びまかば 広葉樹の1.3倍 6 内地産のくす、なら、ほほ、えんじゅ、くわ、しほじ、やちだも、くるみ(さわるみを含む)、けんぼう、なし及びくり 以上広葉樹の1.2倍 7 内地産のかし類(あかかし、あらかし、しらかし、うばめかし及びいしがし) 広葉樹の1.1倍 8 ぶな及びしい 広葉樹の0.6倍 9 針葉樹のバルブ用材及びび抗木 すぎ、ひのき、まつの0.6倍 10 広葉樹のバルブ用材及びび抗木 広葉樹の0.5倍	毎月7日
商品券発行税	商品券発行額の2%	毎月10日から末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分)5月末日 土地の取得に係るもの(取得分)8月末日 2月末日
事業所税	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1m^2 につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新増設事業所床面積 1m^2 につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2カ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新増築した日から2カ月以内

(2) 納税義務者の推移

税目		年度	57	58	59	60	61
市 民 税	個人	普通徴収	7,465	7,521	7,613	5,512	5,085
		均等割のみ	11,152	11,537	10,877	10,649	11,656
		所得割のみ	42,932	45,717	46,012	47,055	50,068
		完全納税者計	61,549	64,775	64,502	63,216	66,809
	法人	特別徴収	2,131	1,974	2,226	2,153	1,897
		均等割のみ	16,445	16,500	16,541	16,514	16,299
		所得割のみ	109,788	111,321	110,329	110,199	110,648
		完全納税者計	128,364	129,795	129,096	128,866	128,844
	小計		189,913	194,570	193,598	192,082	195,653
	法人調定件数		18,600	18,786	19,197	19,448	19,702
固定資産 定税	土地及び家屋	121,667	124,581	126,718	128,657	131,250	
	償却資産	(2,793)	(2,838)	(2,764)	(2,798)	(2,849)	
	小計	121,667	124,581	126,718	128,657	131,250	
軽自動車税		106,558	120,879	133,614	141,613	148,142	
合計		436,738	458,816	473,127	481,800	494,747	
対前年	増加数	22,762	22,078	14,311	8,673	12,947	
	伸長率%	105	105	103	102	103	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目		年度	60			61		
			調定額	収入額	収入率%	調定額	収入額	収入率%
市 民 税	個人分	普通徴収	6,338,083	5,892,750	93.0	6,588,235	6,093,679	92.5
		特別徴収	12,964,011	12,906,642	99.6	13,815,744	13,756,916	99.6
		計	19,302,094	18,799,392	97.4	20,403,979	19,850,595	97.3
	法人分		8,328,084	8,286,298	99.5	8,907,471	8,863,668	99.5
	小計		27,630,178	27,085,690	98.0	29,311,450	28,714,263	98.0
固定資産 定税	固定資産	土地家屋償却資産	14,477,481	13,939,180	96.3	16,425,896	15,787,689	96.1
	交付金・納付金		557,940	557,940	100.0	235,388	235,388	100.0
小計		15,035,421	14,497,120	96.4	16,661,284	16,023,077	96.2	
軽自動車税		314,755	299,379	95.1	333,414	317,149	95.1	
たばこ消費税		2,523,823	2,523,823	100.0	2,943,590	2,943,590	100.0	
電気税		2,077,102	2,077,102	100.0	2,011,045	2,011,045	100.0	
ガス税		59,026	59,026	100.0	53,687	53,687	100.0	
木材引取税		121	121	100.0	32	32	100.0	
特別土地保有税		135,693	135,076	99.5	112,934	112,772	99.9	
商品券発行税		69,651	69,651	100.0	75,263	75,263	100.0	
事業所税		1,316,521	1,296,733	98.5	1,470,206	1,420,070	96.6	
都市計画税		2,328,224	2,241,699	96.3	2,580,142	2,479,813	96.1	
合計		51,490,516	50,285,420	97.7	55,553,047	54,150,761	97.5	
滞納繰越分		3,343,120	537,100	16.1	3,924,291	659,838	16.8	
総計		54,833,636	50,822,520	92.7	59,477,338	54,810,599	92.2	

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合 数	組合 員数	税 目	調定額 (A)	組合納付額		収入率 (B) -% (A)	事務費 交付金 (C)	割合 (C) -% (A)	事 務 費 交付基準
					件数	金額(B)				
57	720	40,055	市民税	5,276,241	34,571	910,841	17.3	74,997	0.4	納期内に完納 した市税の 57年度は $\frac{3}{100}$ (最高 3,000円)、
			固定資産税	12,509,799	121,916	2,425,236	19.4			
			軽自動車税	208,958	8,911	18,574	8.9			
			計	17,994,998	165,398	3,354,651	18.6			
58	692	39,640	市民税	5,658,504	33,046	911,340	16.1	70,208	0.4	58～59年度 は $\frac{2.7}{100}$ (最高 2,700円)、
			固定資産税	13,869,171	117,701	2,647,314	19.1			
			軽自動車税	230,431	8,353	17,180	7.5			
			計	19,758,106	159,100	3,575,834	18.1			
59	678	39,440	市民税	5,968,236	30,436	922,863	15.5	70,122	0.3	60～61年度 は $\frac{2.4}{100}$ (最高 2,400円)と 領収書1枚に つき10円
			固定資産税	14,979,906	112,379	2,696,101	18.0			
			軽自動車税	293,629	8,631	20,643	7.0			
			計	21,241,771	151,446	3,639,607	17.1			
60	671	39,230	市民税	6,338,083	28,818	895,655	14.1	63,724	0.3	均等割領収書 については1 枚につき50円
			固定資産税	16,805,705	107,087	2,837,807	16.9			
			軽自動車税	314,756	9,417	22,463	7.1			
			計	23,458,544	145,322	3,755,925	16.0			
61	663	39,095	市民税	6,588,235	27,881	843,334	12.8	64,614	0.2	
			固定資産税	19,006,038	101,110	2,991,572	15.7			
			軽自動車税	333,414	8,278	20,159	6.0			
			計	25,927,687	137,269	3,855,065	14.9			

(注) 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

総務

18 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社
 設 立 年 月 日 昭和 39 年 7 月 3 日
 目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする
 事 業
 ○市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
 ○道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分
 ○駐車施設（熊本市下通 1 丁目 1 番）の建設管理及び処分
 ○前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業
 役 員 理 事 長 助 役 理 事 市民局長 産業局長 中小企業局長 保健衛生局長 建設局長 都市局長 教育長 企画
 (昭 62. 4. 1 現 在) 副理事長 広報部長
 常務理事 総務局長 監 事 収入役 副収入役
 役員の内任期は 2 年、ただし再任をさまたげない。
 資本金及び資金 基本財産 10,000 千円(市出資金)
 資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。
 利 率 年 7.5 % 以 内 (2 年 据 置 を 含 め 10 年 以 内 の 半 年 賦 及 び 年 賦 償 還)

事 業 実 績

区分	事業名	執行額		備 考
		面積	金額	
昭和六十一年度事業	教育施設	11,444.55 m ²	1,022,180,442 円	竜南中学校分校拡張用地ほか
	下水道施設	35.23	1,867,000	新川橋雨水ポンプ場用地
	公園施設	28,373.69	969,825,837	健軍町小峯公園用地ほか
	街路施設	2,736.12	253,300,000	都市計画道路 3・3・7 熊本駅～新外線用地ほか
	土木施設	2,855.04	110,413,786	画図町所島排水路用地ほか
	「公有地拡大法」 関連施設	6,956.74	482,466,184	渡鹿 6 丁目公園用地ほか
	その他の公共施設	2,855.19	307,267,846	熊本市公共駐車場用地ほか
合 計	55,256.56	3,147,321,095		

19 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する

基金の額 14,904,222千円(昭62.3.31現在)

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる(貸付利率 年6分5毛)

20 市庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8ヵ月を経て昭和56年10月末に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

(1) 建物概要

所在地	熊本市手取本町1番1号
敷地面積	10,007.20㎡
建築面積	5,583.54㎡
延面積	39,686.57㎡(他に駐輪場83.70㎡がある)
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m
工期	着工 昭和54年3月17日 竣工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2千万円
財源内訳	基金 62億5千万円 起債 47億3千万円 一般財源 2億4千万円
事業費内訳	建築工事 65億3千万円 設備その他工事 36億6千万円 委託費 5億6千万円 備品費 4億7千万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展

望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会議棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスには断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材(スタイロフォーム)を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地 熊本市花畑町9番1号(市役所別館内)

開設年月日 昭和61年1月11日

敷地面積 703.43 m²

建築面積 434.99 m²

延面積 3,401.21 m²(駐車場部分: 1,742.96 m²)

構造 鉄骨造 8階建(一部半地下)

建設費 388,000千円

収容台数 703台

利用台数 61年度 延400,930台